

那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和6年12月10日（火） 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 小池 正夫 副委員長 君嶋 寿男
委 員 桑澤 直亨 委 員 木野 広宣
委 員 渡邊 勝巳 委 員 萩谷 俊行
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議 長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次 長 秋山雄一郎 次長補佐 岡本奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
秘書広聴課長 海野 直人	秘書広聴課長補佐 船橋 武夫
秘書広聴課シティプロモーション推進室長 会沢 正志	
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	総務課長 篠原 広明
総務課長補佐 川勾 貴弘	行財政改革推進室長 桧山 和幸
瓜連支所課長補佐 鈴木 正寿	管財課長 関 雄二
管財課長補佐 稲田 政徳	税務課長 綿引 稔
税務課長補佐 小泉 友哉	市民生活部長兼危機管理監 平野 敦史
市民協働課長 柴田 真一	市民協働課長補佐 山田 明
市民課長 綿引 勝也	市民課長補佐 飯村 秀樹
環境課長 萩野谷 真	環境課長補佐 諸藤 慎一
建設部長 高塚 佳一	土木課長 川崎 慶樹
土木課長補佐 吉村 勉	会計管理者 茅根 政雄
消防長 堀江 正美	消防本部警防課長 寺門 弘文

会議事件

- (1) 議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第6号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について

…原案のとおり可決すべきもの

(5) 議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について

…原案のとおり認定すべきもの

(6) その他

- ・ 瓜連支所の進捗状況について及び公共施設等マネジメント計画について
- ・ 茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会及び横手市友好訪問の出席者について

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 改めて、おはようございます。

急に寒くなってまいりまして、今朝も氷点下、昨日も氷点下のような気温でございます。皆様におかれましても、我々議員も、今インフルエンザ、またコロナ等がはやっておりますので、十分気をつけて職務に従事していただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

開会前に連絡いたします。

本日は、換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにするなど、ご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長より挨拶をお願いいたします。

議長 改めましておはようございます。

早いもので、今回が第4回定例会の最後の常任委員会になります。案件はそんなにございませんけれども、小池委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続いて副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、総務生活常任委員会のご出席お疲れさまでございます。

本日提出しております議案は、補正予算関係1件、決算の認定1件、専決処分1件、その他2件の5件でございます。慎重なご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

本委員会の会議事件は、別紙次第のとおりであります。

これより議事に入ります。

(1) 議案第61号 専決処分について（令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号をご覧ください。

議案第61号 専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和6年度那珂市一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,735万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ241億6,440万7,000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金2,633万6,000円。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金102万1,000円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費2,735万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 議案第61号は、ご異議なしと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、(2) 議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 それでは、議案第62号をご覧ください。

議案第62号 令和6年度那珂市一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。

5ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

広報なか印刷製本業務、令和6年度から令和7年度まで、1,489万5,000円。

市ホームページシステム運用業務、令和6年度から令和9年度まで、413万7,000円。

高速道路休憩施設広告、令和6年度から令和7年度まで、75万3,000円。

基幹系ガバメントクラウドシステム運用事業(令和6年度分)、令和6年度から令和7年度まで、1億366万6,000円。

基幹系システム標準化対応サーバーリース、令和6年度から令和12年度まで、2,351万6,000円。

1つ飛ばしまして、指定ごみ袋作成業務委託、令和6年度から令和7年度まで、2,889万円。

家庭系可燃ごみ収集運搬業務委託、令和6年度から令和7年度まで、1億4,183万8,000円。

変更になります。

事項、補正後限度額の順にご説明いたします。

議会だより印刷製本業務、244万2,000円。

本庁舎冷暖房装置及び自動制御装置保守点検業務委託、482万5,000円。

らぼーるエレベーター保守点検、58万1,000円。

AEDレンタル(令和6年度分)、251万5,000円。なお、期間につきましては補正前と同じになります。

9ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2億171万2,000円。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金14万9,000円。2目民生費国庫補助金87万4,000円。4目土木費国庫補助金、4,477万2,000円の減。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金2,706万7,000円。

10ページをお願いいたします。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金77万2,000円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金2億3,600万円の減。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3億2,804万2,000円。

11ページをお願いいたします。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入3,164万円。

22款市債、1項市債、4目土木債3,290万円の減。

12ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費542万6,000円。5目財産管理費147万8,000円、7目コミュニティ費199万円。12目支所費2万6,000円、14目諸費400万円。

13ページをお願いいたします。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費14万9,000円。

16ページをお願いいたします。

下段になります。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費6万6,000円。

20ページをお願いいたします。

下段になります。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金3,260万2,000円。国県負担金等返納金でございます。うち、税務課が733万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時11分)

再開(午前10時13分)

委員長 再開いたします。

総務課及び関係課が出席しました。

議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか関係職員が出席しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第67号をお開きください。

議案第67号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償額を別紙のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

下の提案理由でございます。

令和6年6月26日、午前11時40分頃、古徳1480番9付近において、市有地である道路のり面に生え、道路上にせり出していた木の枝が落下し、相手方が運転する自動車に直撃して車体前部を損傷し、その反動で相手方を負傷させた事故について、和解及び損害賠償額を決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

1の相手方です。相手方の1は車両の所有者の個人になります。相手方の2は、運転していた個人でございます。相手方の3は、車両の保険会社で、損害賠償請求代位者である法人でございます。

2の事件の概要です。先ほどの提案理由でご説明したとおりとなりますが、市の所有地の道路のり面に生えて道路上にせり出していた木の枝が落下し、相手方2が運転する自動車に直撃し、車体の前の部分を損傷しました。相手方2は、その反動で負傷しました。相手方3は、自動車の所有者である相手方1が被った物的損害について、一部を車両保険金として相手方1に支払っております。

3の和解の内容でございます。（１）本件の過失割合は、市が10割であることを市と相手方で確認しました。（２）市は、相手方１に対し、物的損害額133万6,328円と、相手方３が相手方１に支払った車両保険金102万3,100円との差額、31万3,228円を支払う。

（３）市は、相手方２に対し、治療費及び慰謝料等として41万4,757円を支払う。（４）市は、相手方３に対し、相手方３が相手方１に支払った車両保険金の求償として102万3,100円を支払うという４つの内容で和解をいたしました。

4の損害賠償の額でございます。車両所有者の相手方１には31万3,228円、運転手で負傷した相手方２には41万4,757円、車両保険金を先に支払っていた車両の保険会社である相手方３に102万3,100円をそれぞれ支払います。

次のページには事故の発生場所の位置図、事故現場の写真、損傷した車両の写真を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

桑澤委員 ちょっと確認させていただければと思うんですが、物的損害額133万6,328円に対して、支払った車両の修理金額102万3,100円との差額、31万3,228円という、この差額の31万3,228円の内訳というか、内容は何だったんでしょうか。

土木課長 お答えします。

今回の内容としましては、当該車両の損傷額ということで、車両の修繕に係る費用ということを見積を出していただいて算定しました。その中で、運転者のほうが加入している車両保険、そちらのほうで出る金額がこちらの102万3,100円ということになりますので、その分の差額ということでお支払いするような形です。

以上です。

桑澤委員 いや、車両の修理金額が133万円だったということですか。133万円だったのに保険会社から払った車両保険金が100万円しか払われなかったというのは、この方の入っていた車両保険というのがこの額しか入っていなかったということですか。

土木課長 はい、そのとおりでございます。

桑澤委員 では、この修理金額の算出に当たっては、何か調査なり、そういったものはどういったものでやられたんですか。

土木課長 こちらについては、車両の修理ということで見積書を頂きまして、市で加入している保険会社で金額を確認していただいているところです。

以上です。

桑澤委員 分かりました。

では、そうしますと今度けがに関して言いますと、これお一人ですね、お一人のけが

の治療費と慰謝料なんかが払われているかと思うんですけども、この支払基準というのは自賠償を基にした支払算定基準になっているんですか。

土木課長 そのとおりでございます。

詳細としましては、運転手の方、こちら主婦ということで、まず治療費と、あと通院に対する交通費と、あと診断書等の文書料です。先ほど申したように、主婦の方ということなんで、家事従事者休業手当です。そのほかに傷害慰謝料、こちらは先ほどお話しされたように、民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準により出したお金になります。すみません、あともう一つ、けがの程度ということなんですけれども、頸椎捻挫と腰部打撲という形になっております。

以上です。

桑澤委員 ありがとうございます。結構な修理金額になっていますので、ある程度のけがの治療というのはこれぐらいかかってくる可能性は十分あるかとは思いますが、こういったことって多分これから多く発生し得る問題かと思えますので、こういう、猛暑もあり、かなり伸び放題、いろんなところでこういった道路がいろいろ発生してくる可能性は十分今後あるかと思えますし、このたびにこういった支払いが、今回1人だったからまだおけがの治療費もこれぐらいで済んだかと思えますけれども、これが同乗者がいて、2人、3人になってきたらもっと大きな金額になってくる可能性も十分あるかと思えますので、こういった問題も含め、道路の管理、樹木のところ、これはちょっと課が違うかもしれませんが、重要な課題になってくるんじゃないかなと、この金額ではどんどん済まなくなってくる可能性は十分あるのかなというところをちょっと心配したので質問させていただきました。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

萩谷委員 ちょっとお聞きしたいんですが、枝が落下したという、これ写真が出ていますが、枝が折れて、車に当たる前に折れて、走っていた車に当たったということですか。車がぶつかって折れたのではなくて。

土木課長 そのとおりになります。状況としましては、反対側を通行する大型車両、こちらが走行したときに風圧が発生しまして、実際この枝に藤のつるも巻き付いていたんです。その風圧によって藤のつるも一緒に巻き付いていたことで予想以上の相当な力が加わって、要はこちらの方というのは常陸大宮方面から118号方面に走っていたんですけども、のり面があるというのは南側の反対車線なんですけれども、そちらの木が折れて、反対側を走行している車に落下してしまったという形です。

以上です。

萩谷委員 反対側で折れたのが飛んだんですか、分かりました。

副委員長 ちょっとお聞きさせていただきます。先ほど桑澤委員からのお話しにもありました

ように、市所有地の木が倒れた、そういう損害を与えるということで被害が出ているわけですよ。ですけれども、那珂市内においてこういう場所ってどれぐらい市として把握しているのか。それとも、先ほど言ったように、こういうことが何度も起きてきそうなことも考えられるんで、その辺はちょっとチェックしておいてもいいのかなと私思うんです。ですから、その辺ちょっと確認させてください。

土木課長 ありがとうございます。

市有地関係で木が生えているところ、今回土木課という形になるんですけれども、道路ののり面としては、平地部分はあまり少ないと思うんですけれども、山間部に行くと高低差がある部分については盛土、切土が結構あって、その部分に生えている木というのはあると思います。そういった中で、今回この事故を受けまして道路の点検を実施しております。今回、ちょっとバードラインに限ってという形になるんですけれども、先ほどの資料の中で写真も載っているんですけれども、今回はちょっと枯れ木という形ではなかったんで、正直職員だけで確認したのではなかなか分からないんで、那珂市環境緑化協同組合、こちらの力をお借りしましてバードラインについての点検を行っております。その中で、13本ほどちょっと倒木の可能性があるという木が発見されましたので、そちらについては今業務委託を発注しているところです。現場については、年内には伐採が終わるということです。ただ、その他についても市で所有する普通財産の山林とか、そういうところもあると思いますんで、その辺についてもパトロール等をするという形で確認を行っていきたいと思います。

今後、このような事故が起きないようにその辺は整理していきたいと思います。

よろしくお願いします。

副委員長 ありがとうございます。

やはり、今バードラインは調査して対応しているということで、それはありがとうございます。ただ、テレビでも昨日あたりちょっと話題になったのは、通学路でほかの県でも木が倒れそうになって、もう電線にかかっているんじゃないかという記事がちょっとテレビで放送されました。そのときにも、担当、専門の方が見て心配はないと言っていますけれども、やはりいろんな今自然の災害、突風が吹いたりすると分からないんで、そういう面でも市内において子供たちの通学路ののり面ばかりじゃなくて、平坦なところでも市の所有するところにそういう木があれば、危険性のところがあればそういう対応はしていただきたいと思います。以前にも民間のうちを倒した、屋根を壊したという例もありますので、大変でもその辺も含めて調査していただければと思います。

よろしくお願いします。

委員長 よろしいですね。

ほかにありますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時26分)

再開(午前10時27分)

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか関係職員が出席しております。

よろしくお願いいたします。

それでは、議案第69号をお開きください。

議案第69号 令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和6年度那珂地方公平委員会特別会計歳入歳出決算については、地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を得たいので提出するものでございます。

8ページをお願いいたします。

8ページ、歳入でございます。

款、項、収入済額の順でご説明をいたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額9万6,650円。

2 款繰越金、1 項繰越金、収入済額72万7,437円。

3 款諸収入、1 項預金利子、収入済額ゼロ円でございます。

10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款、項、目、支出済額の順でご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額3万3,658円。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、支出済額ゼロ円。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金、支出済額79万429円でございます。

12ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額が82万4,087円、2の歳出総額が82万4,087円となり、同額となりまして、5の実質収支額は差し引きゼロ円となっております。

また、次のページには監査委員からの意見書を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第69号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時31分)

再開(午前10時32分)

委員長 再開いたします。

市民課が出席しました。

議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止についてを議題といたします。

執行部より説明願います。

市民課長 市民課、綿引です。ほか2名が出席しております。

よろしくお願いいたします。

着座にて失礼します。

それでは、議案第68号をご覧ください。

議案第68号 戸籍に係る電子情報処理組織の事務受託の廃止について。

地方自治法の規定により、令和7年1月13日をもって、つくばみらい市、小美玉市、茨城町及び五霞町から戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託を廃止するための協議について議決を求めるものです。

提案理由としましては、つくばみらい市、小美玉市、茨城町及び五霞町からの戸籍に係る電子情報処理組織の事務の受託を廃止することについて協議したいので、地方自治法の規定により、この案を提出するものです。

補足させていただきます。国のデジタル化の歩みの中で、人口減少社会において自治体が個々にシステムを開発、所有するのではなく、国と地方が協力して幅広い自治体が利用する取組を広げていく動きがございます。この中で、戸籍システムは戸籍情報システム及び戸籍情報オンラインシステムの標準仕様書に基づき、令和7年1月14日にクラウド環境へ移行することから、平成28年8月から現在まで県内唯一の取組である5市町で1つのサーバーを共同利用するいばらき戸籍共同システムの運用に関する事務受託を廃止することについて協議したいので、この案を提出するものです。

以上になります。よろしくお願いします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第68号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時35分)

再開(午前10時36分)

委員長 再開いたします。

総務課及び管財課が出席しました。

瓜連支所の進捗状況について及び公共施設等マネジメント計画についてを議題といたします。

まず、総務課より瓜連支所の進捗状況について、9月の委員会後の状況の説明をお願いいたします。

総務課長 総務課長の篠原です。ほか3名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、9月の常任委員会後の瓜連支所の進捗状況ということでご説明をいたします。

まず、来年度の早い段階において設置をしたいということで考えております検討協議をする組織に関するところでございます。

11月に瓜連地区のまちづくり委員会幹部の方々に構成メンバーの案、こちらをお示ししまして、意見交換を行わせていただきました。構成につきましては、20名程度ということで、地域活性化や建築などの識見を有する者、各種団体などが推薦する者、それと市の職員のほか、特に市民代表ということでは、幅広い世代からバランスの取れた構成となるように調整をしたということでございます。対応としましては、公募による枠を設けまして、応募資格に将来を担う子育て世代の方、あるいは若年層の方など、次世代を担う方々を設定するなど検討を進めているというところでございます。今後、メンバー選出などにつきましては、瓜連地区のまちづくり委員会と引き続き意見交換を行っていきたいということで考えてございます。

続きまして、庁内での検討状況でございます。

こちらは、引き続きにはなりますけれども、地域の皆様と実際に対話していくための土台作りということで行っております。当該の資産をどのように活用していくことが持続可能で魅力あるまちづくり、あるいは市民生活の向上につながるかという視点で、これまででもご説明の利活用に関する選択肢である5つのカテゴリー、こちらを意識しまして、様々な角度から可能性を研究しているというところでございます。内容としましては、市のまちづくりの基本となります総合計画をはじめとした各種の計画と整合性を図りながら、パブリックコメントでいただいた多くの利活用案の意見につきまして、実現可能性を個々に整理してございます。

最後でございますが、本市と同様に建物の利活用に関して住民と一緒に検討を進めてきたという自治体をコンサルティングした実績のある事業者、こちらと意見交換をする機会がございました。他の自治体での検討の進め方など情報提供いただきまして、今後の参考とさせていただいたというところでございます。

以上、進捗状況のご報告となります。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

委員より、何か質問ございますか。

木野委員 すみません、今年度打合せとかかれていくとは思いますが、こういったタイムスケジュールを考えているのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただけますでしょうか。

総務課長 今現時点で想定しているスケジュールといたしましては、まずは検討協議する組織を設置するというのが優先されるかと思っております。そちらについては、来年度の早い時期には設置したいということで考えておりまして、そこから、地域の皆様を含め、意見交換、協議をして、どのような利活用がよいかということを進めていきたいというふうに現在考えているところです。

以上です。

木野委員 結構やっぱり皆さん、かなりこのことに関して興味がありますので、その辺をしっかりと、周りから言われるのではなくて、できればこちらで先に分かるような感じでやっていただかないと、後出しになってしまうと結構またいろいろと皆さんの意見が出てくると思うんです。ですから、その辺はしっかりと庁内も含めて、またまちづくり委員会も入っていますので、その辺を検討していただくようお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 一つ確認で質問なんですけれども、瓜連支所の支所自体の今後どういう活用をしていくかという問題は協議会含めてやっていくかと思うんですけれども、その中身の庁舎機能の移転というんですか、それはまた別で話は進んでいるということですか、それともその協議会の中で一緒に話し合っていくことなんですか。

総務課長 今想定しているところとしましては、瓜連庁舎の在り方、利活用の部分については検討協議する組織の中で協議をしていきたいというふうに考えてございます。行政機能の移転という部分につきましては、今現時点も立ち上げてはいるんですけれども、市の中で行政組織機構検討委員会というものがございまして、その中でどういう行政機能を、例えば中央公民館に配置するとかがベストなのかということも含めて検討を進めているという状況でございます。

桑澤委員 ということは、瓜連支所の今回立ち上げる検討協議会のほうはあくまで建物の今後の利活用ということだけをテーマにして話し合っていくということでしょうか。それとは別に支所機能に関してはまた別のところでもう進んでいるということでしょうか。

総務課長 今回想定している協議の組織というものは、あくまで瓜連庁舎、あるいは分庁舎、こちらの利活用についての協議をする場ということで考えてございます。

委員長 ほかにございますか。

副委員長 すみません、今の質問の中で、そうすると支所と分庁舎の活用の仕方ということなんでしょうけれども、その中によく質問とかいろんな、地域の人の声の中でも郵便局とか中に入っている組織をどのようにするのかとか、そういう話も多分出てくると思うんです。ですから、行政面の施設だけではなくて、やっぱりそういう、住民が今使っている施設等についてもきちっと検討をその中に入れていただけるように、そして市民にも分かりやすく、その点についても説明できるようにして、今後の検討の中でお願いしたいと思いますけれども、その辺について、よろしくお願いいたします。

委員長 ほかにございますか。

渡邊委員 すみません、ちょっと確認をしたいんですけれども、先ほどの桑澤委員からのご質問の中で、検討委員会と内部の組織は別々に協議をしていくんだよという話があったと

思うんですけれども、ということは、例えば機能移転だけ決まっているんだけど建物利用が全然決まらないんで空き家になっていくという可能性もあるということですか。ちょっとお聞きしたいんですけれども。

総務課長 今ある瓜連庁舎、分庁舎のほう空き家になるのかという意味合いでしょうか。その利活用についてを検討委員会の中で協議させていただければというふうに考えてございまして、すみません、質問の回答が間違っていたかもしれませんが、市の市役所の行政機能、例えば今瓜連支所4課ございますが、それを移転するという部分につきましては行政組織の検討委員会の中で検討しているという意味合いでございます。

渡邊委員 分かりました。ちょっと私の説明が悪かったんですけれども、要は瓜連支所の利活用が決まっていなくても行政機能だけ先に動かしてしまうよということがあるということですね。

総務課長 今年の3月に策定をしました基本方針があると思いますけれども、その中でも言っていますとおり、行政機能の移転というのは瓜連庁舎の在り方を待たずとして、改修工事とかもありますけれども、そういったところが済んだ後には速やかに移転するような形で進めていくものと考えております。

渡邊委員 分かりました。過去に廃止をしたときに、目的が決まらないで放置されているというときがあったかと思うんです。なかなか次に利用するものが決まらない、でもその機能移転だけは先にやってしまうよとなった場合というのは非常に住民の方というのは不安になるんじゃないかと思うんです。要は、本当に次きちんと利活用してくれるのか、建物だけ持っていったまんま、結局なし崩し的にそのまま終わられちゃうんじゃないのかという不安を抱く方もいるのかなと思うんです。なかなかタイミング的に難しいかと思うんですけれども、できるのであればやっぱりある程度足並みをそろえて進めていただいて、移転が決まりました、次に利活用するのはこういうことに決まりましたよというようなタイミングで話をしていただけると住民の方は安心できるかと思うので、利活用の対策協議のほう、まちづくり委員会を中心になってやられるというところですが、こちらがちょっと何かスピードが遅くなっているような気がするので、先にどんどん庁舎の内部検討だけが進んでいっているような感じがするので、ここはある程度透明にしてもらって、足並みをそろえて、決まりましたと同じタイミングでというのが一番ベターだと思いますので、その辺をちょっと調整して進めていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにございますか。

桑澤委員 すみません、先ほど瓜連庁舎の行政機能のところですが、これはもう、先ほどあったように、先にそっちのほうはどんどん進めていくような形で、公民館に移転するような話がありますけれども、それはもうほぼ決定事項ということでよろしいんで

すか。

総務課長 今現在、先ほどご説明いたしました3月に策定した基本方針、その中の一つの項目としましては、瓜連庁舎の4つの課については中央公民館への移転というのを一つ方針として掲げているというところでございまして、その時期等につきましては、一応11年4月ということをお示しはしておりますけれども、その部分については、先ほど渡邊委員からもございましたけれども、瓜連庁舎の検討のほうの進み具合、そういったこともあろうかと思いますので、時期についてはちょっとまだ明確にはできないかもしれませんが、瓜連庁舎のところから4つの課を中央公民館のほうに移転するということにつきましては、まずはそれを一つの方針としまして進めていきたいというところでございます。

桑澤委員 一つ私が危惧しているのは、中央公民館自体がかなり老朽化していて、今のご計画の段階でいくと、さらに古くなっていますよね。それに大規模改修をかけて、そこからさらにもたせていくとなるとかなりのコストがまた中央公民館にかかっていくんじゃないかなという心配があるんです。移転自体に関しては反対しませんが、中央公民館自体の、そもそもそれを今後どれぐらいまで使っていくかというところ、そもそも耐用年数自体も怪しくなってきたんじゃないかなというところもあって、であれば、もう少し根本的なところから、庁舎そのものの自体を増設するとか、そういったことも検討していくべきなのかなというふうに思っていて、そこは少し、今ある施設をちょっと改修して使うというの、あまりにもちょっと、先を見据えた意味ではもう少しかななものかな、余計お金がかかっていくんじゃないかなという心配があります。

あと、中央公民館にあったそういった様々な施設、部屋をなくしていくことによって、今使っている文化サークルでいろいろ教室が行われていると思うんですけれども、そういった部屋が実質上なくなっていく。それをふれセンすがやにしたんですよというところはあるかと思うんですけれども、実際のところふれセンすがやでは使えないようなお茶の部屋だとかありましたけれども、そういったものがもう使えなくなってしまう問題とか、ある大きさ、一定規模の調理室だとか、そういったもの、中央公民館ならではの部分があったかと思うので、そういったものが全部なくされて、ふれセンすがやでできるものはあるかもしれませんが、もしそういった計画であったのであれば、ふれセンすがやももう少し大規模な、中身も含めて、そういった文化サークルも使えるような、全てが使えるような施設にすべきであったと思うんです。ですから、中途半端な大きさとか施設になってしまった以上、中央公民館の機能が全てなくなってしまうと、それはそれで問題があるのかなというところもちょうと感じたものですから、根本的な問題として、支所機能を移すのは構わないですけれども、もう少し将来ビジョンを持って庁舎の維持管理問題を考えていただければいいかなと思ったので質問させていただきました。

以上です。

総務課長 ありがとうございます。

まず、中央公民館につきましては、今現在築40年が経過しているというところもございまして、そちらを今回大規模改修する必要があるということで検討を進めているところでございます。その中央公民館を改修して進めようという根拠、基本となったところとしましては、やはり建て替えるよりは改修して、少しでも長持ちさせて使うと、なるべくお金がかからないような形で持続可能な中央公民館、あるいはそういう施設の維持管理をしていくというところが根本的にあることから中央公民館の改修がスタートしたというところでございます。

利用勝手という部分についてになりますけれども、9月29日、中央公民館の定期利用団体がいらっしやいまして、その方々が年に2回ほど大掃除をしていただく機会があるということで、そのタイミングに30分ほど時間をいただきまして中央公民館の今大規模改修を想定していますということで説明させていただいたところでございます。その中で、中央公民館の利用率とかという部分もあるんですけれども、それを各ふれセン、各地区にございます、ふれセンすがやを含め、ほかの地区にもふれセンがございしますが、そういったところに振り替えることができるかどうか、そういったことのご相談、アンケート調査をさせていただいております。それが可能なもの、可能でないもの、出てくるかと思いますので、その辺も含めまして、中央公民館でこういった機能を残すかというところも想定していきたいというふうに考えているところです。例えば、今想定しているところとしましては、集会ホールにつきましてはそのまま集会ホールとして生かす方向になるのかなという想定はしておりますし、またアンケートを取った中で判明している部分としましては、音が鳴る、音楽をやるとか楽器をやったりとかという団体につきましては、なかなかふれセンのほうに振り替えることが難しいというご意見もいただきましたので、であれば中央公民館の視聴覚室、2階にあるんですけれども、そこは残すようなことで検討できないかとか、そういったことを今想定して、なるべく、中央公民館としての貸し館の部屋は少なくなります、市民の方も市の職員も使えるような形で進められないかどうかということ今調整しているという段階でございます。そういったところで、なるべく市民サービスの低下につながらないような形で進めていくということは一義的に考えて、今後もその改修の内容とか利用団体の使い勝手とか、その辺りは検討していきたいというふうに考えております。

桑澤委員 ありがとうございます。確かにふれセンすがやは防音ドアではないんです。防音ガラスではないですから、街なかであって、音を出す活動とか歌を歌うとか、そういうのができない状況になっていると聞きましたんで、そういったところも含めて、その音が出る教室を中央公民館に残して、職員の事務等と一緒にして果たして騒がしくないのかなとか心配しますけれども、根本的なところで、やっぱり50年たつ建物を大規模改修し

てさらに、冷暖房の効率なんかはかなり悪いシステムだと聞いていますんで、そういったところも含んで、それを直して、あるいは新しくしていくと、相当またお金もかかってくるんじゃないかなというのもあったもんですから、そこまでしてそこに職員を移してさらに使っていくというのは、もう少し考える余地があってもいいんじゃないかなと思います。

以上です。

委員長 ほかに。

渡邊委員 すみません、ちょっと一点、今の桑澤委員の質問に関連するんですけども、ふれセンすがやが建築されたときというのは、中央公民館の改修は当然計画があったと思うんですけども、そこに支所機能を移転する構想はあったのか、ちょっと確認させてもらっていいですか。

総務課長 その当時、ふれセンすがやの建設の計画のときの時点で支所機能の移転という話があったかという部分については、ちょっと詳しく分からない部分はあるんですけども、ただ、以前からふれセンすがやができたというときには、中央公民館の機能をふれセンすがやのほうに振り替えることが可能であろうという想定はございまして、以前にも中央公民館に支所の行政機能、行政室を持ってくるという検討した経緯はございます。その中で、今回それをより具体的に検討していくというところで、基本方針の中でも支所からの移転ということを方針として定めさせていただいたところでございますが、具体的にふれセンすがやの建築と同時並行で支所機能からの移転というところを検討していたかどうかということについては、ちょっと明確にはなっていないと思います。

渡邊委員 たしかに以前教育委員会を中央公民館に持ってこようかという意見はあったかと思いますが、それちょっと頓挫したという記憶はあります。

あと、管財課がちょっと来ていらっしゃるんで確認したいんですけども、ふれセンすがやを建築する設計の段階で、中央公民館の機能を移転するという考えがあって設計をしているかどうかちょっとお聞きしてもよろしいですか。

管財課長 設計段階では見込んでいないと、設計段階では機能の移転については見込んでいなかったと思います。

渡邊委員 先ほど桑澤委員が心配していた音の問題とか何かも、あと機能の部分がふれセンすがやのほうで賄えるかという話に関連してちょっとお聞きさせてもらったんですけども、そもそもふれセンすがやは中央公民館を移転するという前提で設計されていないということなので、やはりできないものはあるんじゃないのかなというふうに考えます。

あと、音が出るということになると、2階の視聴覚室が防音になっているでしょうけれども、2階に行政の事務所ができないのかなというのが、できないのであればある程度は問題ないのかなと思うんですけども、事務所ができてしまうのであれば、音の問題もそうでしょうし、管理の問題も難しくなるのかなと。今後、これは十分

検討されてくるとは思うんですけども、その辺をきちんと整理してもらった上で事業を進めていただければと思います。

以上です。

副委員長 1点、ちょっと私のほうから意見なんですけれども、中央公民館に行政面を入れて、その中で、ふれセンすがやに今までの団体で利用しているものをそちらで利用するという話を皆さん言っていますけれども、私思うんですけども、らぼ一という施設もあるわけなんです。ですから、らぼ一にはきちんとそういう、調理室もあるし、いろいろな研修室もできるところもあるんで、やはりそこを幅広く考えてもらったほうがいいと思うんです。皆さん、何か聞いていると、菅谷の方は菅谷のふれセン、菅谷を使う、利用も近いからいいかもしれない。でも、このらぼ一という施設がいろんな機能を持っている施設だということもやはり忘れないでいていただきたいと思うんです。やはり、そこを使った、活用できるものはやはりらぼ一を使っていただく。そこに人も集まっていただく、そういう場を作るのも一つかなと思うんです。ですから、菅谷に集中するんじゃなくて、幅広くいろんな、先ほど課長が言ったように、いろんなふれセンもありますから、そこを使えるものは使っていただいて、そして市民の皆さん、幅広く、移動しながら大変かと思うんですけども、利用する場所も使っていただくような検討はしていただきたいと、私はそう思いますので、その辺もよろしくお願いいたします。

総務課長 すみません、ありがとうございます。

先ほど定期利用団体の皆様にご説明、ご相談させていただいたということもお話しましたけれども、その際にも、今君嶋委員がおっしゃるように、一つのふれセンすがやに移行するというだけではなくて、市内8か所、今ふれあいセンターがございますので、そちらに振り替えることができるかとか、すみません、5か所ありますので、そちらに振り替えることができないかということで相談はさせていただいておりまして、当然その中にらぼ一も含んでございます。そういったご相談をさせていただきながら、今の定期利用の団体の皆様方の活動が縮小することがないような形でできるかどうかということ調査させていただいたというところでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

(なし)

委員長 なければ、続きまして、公共施設マネジメント計画について、11月12日の那珂市の状況について説明を受け、質問させていただきましたが、回答をもらえていない項目がありますので、その回答を求めます。

管財課長 管財課長関です。ほか2名が出席しております。よろしくお願いいたします。

11月12日の総務生活常任委員会で後日回答となったものについてお答えをいたします。まず1つ目です。渡邊委員からの質問でございますが、那珂市公共施設等マネジメント

計画 8 ページ、こちらの普通会計決算グラフの令和 2 年度のグラフにおいて、その他 60 億円の額の内容について説明してくださいというご質問でありました。

令和 2 年度の決算額で 60 億円が増加している内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。新型コロナウイルスの流行が本格化した令和 2 年度は、総額 65 億 5,955 万 8,000 円の事業を行っております。感染症防止に係る事業につきましては 2 億 2,544 万 5,000 円、経済対策その他生活支援に係る事業につきましては 63 億 3,441 万 3,000 円の支出をしております。防止対策のほうにつきましては、小中学校の感染症臨時対策事業、コロナウイルスワクチン接種事業などを支出しております。また、経済対策、その他支援につきましては、プレミアム商品券、特別給付金で支出をしております、具体には、1 人当たり 10 万円という給付がございました。そちらの 54 億 6,115 万円の支出でございます。

続きまして、2 つ目でございます。こちらにつきましては、公共施設マネジメント計画 9 ページ、市債残高歳入（市債）、歳出公債費の推移のグラフ、こちらにつきましては、現在の公債費比率を教えてください。また、平成 24 年から公債費比率の推移を教えてください。さらに、茨城県、近隣市町村の比較も含めた資料の提出をしてくださいというご質問がございました。

まず、現在の公債費比率、令和 5 年度決算の実質公債費比率につきましては 4.2% です。平成 24 年度からの実質公債費比率の推移につきましては、資料、サイドブックに提出させていただいております。那珂市の実質公債費比率の推移でございますが、24 年度、こちらにつきましては 10.6% でございました。そこから減少をしております、平成 30 年度には 3.8% まで減少をしております。それ以降につきましては、ほぼ横ばいということになってございます。この実質公債費比率につきましては、市の借入金の返済額の大きさを市の財政規模に対する割合で表したものです。数字が小さいほど借入金の返済の負担が少ないことを表しています。全国平均で言いますと、都道府県、こちらは 10.1%、市区は 4.7%、町村につきましては 7.5% が平均となっておりまして、本市は全国平均の 4.7% を下回るような結果になってございます。

今回作成させていただいた別紙の表につきましては、総務省の地方財政関係資料決算カードというものがございます。こちらから数字を用いて作成したものでございます。決算カードにつきましては、各年度に実施した地方財政状況調査がございます。この集計結果に基づき、都道府県、市町村ごとに普通会計歳入歳出決算額、各種財政指標の状況について、各団体ごと 1 枚のカードにまとめているものです。今回作成しましたものにつきましては、法務省のホームページで公表している令和 4 年度決算、こちらが最新の状況となっておりますので、こちらの数字を使わせていただきました。

続きまして、3 つ目の質問でございます。旧那珂町と旧瓜連町が 20 年前に合併しました。そのとき、合併協議会の中で建物の用途を廃止しようと決めたものがあったかと思

います。瓜連給食センターは那珂給食センターに統合しようという話があったと思います。そのほか、そのようなものはあったのでしょうか。また、現在はどのようになっているのかというご質問をお預かりしております。

平成16年7月、合併協議会が策定しました新市まちづくり計画、この中に公共施設の統合整備と適正配置という項目がございます。この中で、給食センターのほかにそのような施設ということでは、中央公民館、ひだまり、支所及び分庁舎、らぼーる、この4つの施設が合併後速やかに検討委員会の組織を立ち上げて活用方法や機能の再検討を行うということになってございます。この検討会が設置されましたのは、平成17年9月に設置されております。その後、平成18年7月に提言がまとめられておりまして、中央公民館につきましては、照明、音響、つり物、緞帳のようなつり物などの特殊設備をはじめ、設備の老朽化が進み円滑な利活用が困難となっているが改修を実施するには莫大な費用を要する現状であることが課題であったということから、催事、発表会などで特殊設備、先ほど申しましたつり物、音響、照明を使用する利用については同様の設備を有する総合センターらぼーるの多目的ホールに順次機能的なものは、催し物は移行していくと。また、集会ホールの特殊設備等の老朽化の状況を見ながら、利用形態を徐々に限定していくことという旨の提言がありまして、現在は中央公民館の集会ホールにつきましては、らぼーるの多目的ホールに順次機能を移動して、催し物等をらぼーるのほうでも行っているという状況になってございます。

総合センターひだまりにつきましては、市の保健福祉事業の中心的施設として、保健センター、高齢者福祉センター、障害者デイサービス事業、ボランティアセンター機能などが設置されているが、高齢者福祉センターにおける入浴施設につきましては老朽化が進み、今後多大な費用を要することが予想されるという課題がありました。そのことから、入浴施設の利用者につきましては、同様の施設の入浴施設がある余暇施設しどりの里を利用していただき、同施設は廃止するという提言がございまして、現在はひだまりの入浴施設につきましては機能を廃止し、現在は倉庫として利用してございます。

瓜連支所及び付属庁舎、分庁舎につきましては、合併当初については、瓜連支所庁舎に庶務課、市民窓口課、環境福祉課というものを配置し、旧瓜連町の住民サービスを維持するとともに、分庁舎の1階に上下水道部、2階に教育委員会、図書館建設準備室を配置していました。合併後の施設検討会では、1階部分は支所機能として、2階部分は教育委員会として使用されております。また、分庁舎につきましては、1階部分は、上下水道部、2階部分は、会議室として使用されておりますが、こちらについては利用の効率化がなされていないということでレイアウトの見直しを行い、現在の付属庁舎にある上下水道部を支所に集約することや、付属庁舎につきましては、市民団体等の拠点として有効利用するなどの提言がその当時ございました。その後、再編を重ねまして、現在は瓜連支所1階に瓜連支所、上下水道部、2階に教育部が配置されております。空きス

ペースにつきましては、郵便局が使用しています。付属庁舎は、社会福祉協議会と医師会が利用している状況でございます。

らぼーるについて。総合センターらぼーるは、条例上は保健福祉センター、保健センター、福祉センター、生涯学習センターの3つの機能を有する複合施設であると同時に瓜連分館機能も有している。しかし、現状は保健センター、社会福祉センターは存在しないなど条例に即していない部分が多く、施設の位置づけが不明確という状況でございました。らぼーるにつきましては、瓜連中学校区のコミュニティセンター及び瓜連分館としての位置づけを明確にすること。また、催事や発表会などの特殊設備を要する利用については、市の中央公民館集会ホールかららぼーるの多目的ホールに順次移行して有効利用を図りましょうという提言がございまして、現在は、らぼーるについては瓜連中学のコミュニティセンターに位置づけをし、まちづくり委員会の拠点となっております。

質問についての回答は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 何かほかに質問ございますか。

渡邊委員 質問に回答をいただきまして、ありがとうございました。

ちょっとこれとはまた別なんですけれども、前回のこの委員会の中で2期目の計画については1年半ぐらい時間をかけて十分検討してつくっていきたいというお話があったんですが、1期目と2期目の間に空白の期間ができるのはやはりよろしくないのかなと思いますので、これについて、どのように考えているのかちょっとお尋ねしたいと思います。

管財課長 1期計画を延長したいと考えております。

渡邊委員 では、期間を今年度中に延ばす手続を行って、その後、2期目が継続して進むというような形ということでよろしいですね。

管財課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございますか。ありませんか。

(なし)

委員長 瓜連支所の件は、公共施設マネジメント計画にも大いに関わってくる内容でもありますので、今後とも執行部の皆様、引き続きよろしくお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いいたします。

休憩（午前11時16分）

再開（午前11時19分）

委員長 再開いたします。

茨城県市議会議長会令和6年度第2回議員研修会及び横手市友好訪問の出席者についてを議題といたします。

議員研修会については、2月14日の予定です。また、横手友好訪問は2月15日、2月16日の予定です。研修会、横手市訪問、各1名としたいと思います。当委員会からの出

席者はどなたにいたしましょうか。

議員研修会を桑澤委員、よろしいでしょうか。横手市訪問を委員長の私が行きますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、その他を議題といたします。

来年1月29日に常総市へ公共マネジメントについて、視察を実施いたします。視察先に事前に質問内容を送付したいと思いますので、質問内容について協議をしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

渡邊委員 すみません、後で書面で提出させてもらってもよろしいですか。

委員長 分かりました。では、皆さん考えておいていただきまして、事務局に提出していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 質問事項を、具体的にどのようなことを聞きたいのかを簡単明瞭によろしくお願い申し上げます。

木野委員 一応今回の常総市が出ていますので、これを参考にしてということではよろしいでしょうか。タブレットに入っていますので、それを参考にさせていただきます。

委員長 ほかにありますか。ありませんか。

（なし）

委員長 有意義な視察研修にしたいと思いますので、皆様よろしくお願いいたします。

なお、詳しい行程表は後日ラインワークスでお知らせをいたします。

来月予定の移住者との語ろう会ですけれども、1月16日の夜6時半より、ふれあいセンターすがやで予定実施をいたします。6時を目安にご来場くださいませ。皆様、よろしくお願いいたします。4家族の皆様がお見えになるそうですので、活発な意見交換ができますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議題は全て終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会（午前11時22分）

令和7年2月12日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 小池 正夫